

## 国立大学法人小樽商科大学学長選考規程

(平成17年8月8日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における学長候補者等の選考及び学長の任期に関し、必要な事項を定める。

(学長の選考機関)

第2条 学長の選考は、小樽商科大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が、本規程に基づき行う。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は、4年とし再任を妨げない。ただし、6年を超えて在任することはできない。

2 任期満了前に学長を欠いた場合の後任者の任期は、4年を経過する日が属する年度の年度末までとし、再任を妨げない。ただし、6年を経過する日が属する年度の年度末を超えて在任することはできない。

(選考の時期)

第4条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 選考会議は、前項の学長の選考を行う場合、選考の開始とその事由及び第8条に規定する投票管理委員会の設置について、学内に公示する。

3 第1項第1号に該当する場合は、原則として任期満了の日から3ヶ月前までに、選考を終了する。

4 第1項第2号及び第3号に該当する場合は、原則としてその日から30日以内に、第6条に規定する意向聴取を開始する。

(選考の基準)

第5条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(意向聴取)

第6条 選考会議は、学長の選考にあたり、教職員から意向聴取を行う。

2 前項の意向聴取は投票によって行う。

(投票有資格者)

第7条 前条第2項の投票の資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、投票の公示の日の本学に在職する次の各号に掲げる者とする。ただし、休職中の者及び停職中の者を除く。

- (1) 学長及び常勤の理事
- (2) 専任の教授，准教授，講師，助教及び助手
- (3) 教務職員，事務職員及び技術職員

- 2 有資格者が投票の日までにその資格を失った場合は、投票することができない。  
(投票管理委員会)

第8条 選考会議は、投票を行なうために投票管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は5名で構成し、有資格者の互選により選出する。
- 3 前項の互選は投票により行う。  
(学長候補予定者の推薦)

第9条 選考会議は、学長候補予定者（以下「候補予定者」という。）の推薦を得るために、有資格者による単記無記名投票（以下「推薦投票」という。）を実施する。

- 2 選考会議は、2名以内の候補予定者を推薦することができる。  
(学長候補者の選出及び候補者名簿の作成等)

第10条 選考会議は、前条第2項に基づく候補予定者の推薦を行った場合は、当該推薦者に推薦投票による得票上位者を加えて5名の者を候補予定者として選出する。

ただし、推薦投票による得票上位者において、5名に達する得票順位に2名以上の得票同数の者がある場合は、それらの者を全て加えるものとする。

- 2 選考会議は、前条第2項に基づく候補予定者の推薦を行わない場合は、推薦投票による得票順に5名に達する順位までの者を候補予定者として選出する。

ただし、推薦投票による得票上位者において、5名に達する得票順位に2名以上の得票同数の者がある場合は、それらの者を全て加えるものとする。

- 3 選考会議は、前各項にかかわらず、選考会議が推薦した者を除き、推薦投票における有効投票数に5%の率を乗じて算出した得票数に達しない者は、候補予定者として選出しないものとする。
- 4 選考会議は、候補予定者について、候補予定者名簿を作成し、公表する。
- 5 選考会議は、候補予定者に学長候補者（以下「候補者」という。）となることの諾否の確認を行い、承諾した者を候補者として選出する。
- 6 選考会議は、前項に基づき選出した候補者の名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、公表する。

(候補者の所信等)

第10条の2 選考会議は、候補者に対し、所信の提出を求め、所信を公表する。

(学長予定者の選出)

第11条 選考会議は、候補者名簿に記載された者について、有資格者による単記無記名投票を実施し、有資格者の過半数の票を得た者を、学長予定者（以下「予定者」という。）として選出する。

- 2 選考会議は、前項の投票により、有資格者の過半数の票を得た候補者がいない場合は、有資格者に得票上位2名の候補者についての単記無記名投票を実施し、投票総数の過半数の票を得た者を、予定者として選出する。
- 3 選考会議は、前項の投票により、投票総数の過半数の票を得た候補者がいない場合は、前項の候補者についての単記無記名投票を実施し、得票多数の者を、予定者として選出する。
- 4 前項の投票において、得票同数の場合又は有効投票が投票総数の過半数に満たない場

合には、選考会議の議を経て、その後の扱いについて決定するものとする。

(不在者投票)

第12条 不在者投票は、次に掲げる者に認める。

(1) 全ての投票の期間、国内又は海外に出張等で不在により投票できない者

(2) 短期的に不在となり投票日に投票できない者

(学長予定者の決定等)

第13条 選考会議は、第11条第1項又は第2項若しくは第3項若しくは第4項により選出された予定者を決定し、その旨を本人に伝えるときに、速やかに学内に公示する。

(選考会議委員が学長候補予定者となった場合の措置)

第14条 選考会議委員が学長候補予定者に選出された場合は、同委員としての資格を失うものとし、学長は、直ちに補欠の委員を選任する手続きを行わなければならない。

(学長の解任)

第15条 国立大学法人法第17条第4項の規定に基づき、学長の解任に係る申し出は、次の各号の定めるところにより、選考会議が決定し、文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 選考会議において構成員の3分の2以上の賛成により、解任の発議がなされた場合には、学部・大学院合同教授会（以下「合同教授会」という。）の投票に付し、その出席者の3分の2以上の賛成があった場合、選考会議は、構成員の過半数の賛成により解任の決定を行う。

(2) 合同教授会において、出席者の3分の2以上の賛成により解任の提案がなされた場合には、選考会議は、構成員の3分の2以上の賛成により解任の決定を行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年8月8日から施行する。

2 この規程の施行の日に現に学長の職にある者の任期は、平成16年3月31日以前の学長であった期間を通算するものとする。

附 則

この規程は、平成19年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月12日から施行する。